

別表 1

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率
被災地域医療寄附講座支援事業	公立大学法人 福島県立医科大学	相双医療圏又はいわき医療圏内の病院又は診療所（※１）に常勤医師の派遣を行う寄附講座を運営するために必要な次の経費 (1) 常勤で派遣される医師の人件費 (2) 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料等	(1) 10/10以内 (2) 2/3以内
臨床研究イノベーションセンター医師派遣事業	公立大学法人 福島県立医科大学	福島県立医科大学に設置される臨床研究イノベーションセンターから県内医療機関へ診療支援のため派遣される医師の人件費及び臨床研究イノベーションセンターの運営等に必要の人件費、旅費、報償費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	10/10以内
地域医療再生支援教員増員事業	公立大学法人 福島県立医科大学	相双医療圏への支援を目的として増員する地域医療再生支援教員の配置に必要な人件費	10/10以内
双葉地域等公立診療所支援教員増員事業	公立大学法人 福島県立医科大学	双葉地域等の公立診療所への支援を目的として増員する医療等支援教員の配置に必要な人件費	10/10以内
被災地域医療支援事業	独立行政法人 国立病院機構本部	県外からの医療支援と県内医療機関とのマッチングや被災地域の保健医療活動等をするために必要な次の経費 (1) 人件費 (2) 賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等	(1) について 1/2以内 (2) について 10/10以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助率
近隣地域医療提供体制整備事業	1 相馬地域等の医療機関	避難地域の住民を含む新規透析患者の受け入れるためや、周産期医療、救急医療の機能強化に必要な経費を支援し、近隣地域の医療提供体制の充実を図る。 1 透析医療 (1)透析医療（人工透析）の機能強化に必要な施設・設備整備等 基準額：透析機器7,020千円/台 (2)透析医療（人工透析）の効率化のために受ける技術指導料等 基準額：9,000千円 (3)透析患者の受入枠拡大のため、県外の医療機関から転入等により、雇用する臨床工学技士等の人件費等 (4)県内外から臨床工学技士等医療支援を受ける場合に、当該病院等が当該医療従事者へ支払う報償費、旅費等 (5)雇用する臨床工学技士等医療従事者の代わりに研修を受けさせるため等に、追加的に必要となる人件費等 ※(3)～(5)について、別に補助基準額を定める	1 (1)1/2以内 (2)2/3以内 (3)2/3以内 (4)1/2以内 (5)1/2以内
	2 浜通り地方の医療機関	2 周産期医療 周産期医療の機能強化に必要な施設・設備整備等 基準額：10,000千円	2 1/2以内
	3 浜通り地方の医療機関	3 救急医療機能強化・連携体制構築 (1)救急医療機能強化・連携体制構築に必要な施設整備等 基準額：10,000千円 (2)救急医療機能強化・連携体制構築に必要な設備整備等 基準額：9,000千円	3 (1)1/2以内 (2)1/2以内

※1 医療法第30条の4第2項第12号に基づき福島県医療計画に定める相双医療圏又はいわき医療圏の区域に所在する医療法第1条の5第1項に定める病院又は同条第2項に定める診療所をいう。

別表 2

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
警戒区域等医療施設再開支援事業	I 警戒区域等(※1)の病院(※2)、診療所(※3)及び薬局(※4)	警戒区域等で再開等する又はした場合 1 再開のための増築改築改修整備に必要な工事請負費、その他再開のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる旅費、需用費(修繕料に限る。)、役務費(通信運搬費等)、委託料及び備品購入費等 2 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費(医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等	1 実支出額 2 アとイの合計額から診療収入額を控除した額 ただし、総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した額を上限とする。 ア 人件費及び報償費について別に定める額 イ ア以外について 実支出額	1 4/5以内 2 10/10以内
	II 市町村及び医療関係団体(※5)又は地域に必要な医療等を確保するために開設する医療機関等(※6)(警戒区域等に限る)	1 警戒区域等で医療機関等を開設する若しくはした場合又は管理運営する若しくはした場合 (1) 開設のための施設整備に必要な工事請負費、その他開設のために必要な費用のうち医療行為のために直接必要となる経費 (2) 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費(医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等 2 仮設診療所を開設した場合 運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費(医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等)、役務費(通信運搬費等)、委託料、使用料及び賃借料等	1 (1)について 実支出額 1 (2)及び2について アとイの合計額から診療収入額を控除した額 ただし、総事業費から診療収入及びその他の収入額を控除した額を上限とする。 ア 人件費及び報償費について別に定める額 イ ア以外について 実支出額	1 (1)4/5以内 (2)10/10以内 2 10/10以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
	Ⅲ 地域に必要な医療等を確保するために機能強化を行う警戒区域等の医療機関等	医療機関等の機能強化をするために要する下記の経費 施設の増改築改修整備に必要な工事請負費並びに医療用設備整備に必要な備品購入費、需用費、委託料	実支出額	4/5以内
	Ⅳ 高齢者等への医療を提供するために送迎等を行う医療機関等	バスの送迎等、高齢者等への医療を提供するために要する下記の経費 送迎に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	車両2,829千円 その他経費 別に定める額	1/2以内
	Ⅴ 地域医療に貢献する取組を行う医療機関等	(1) 在宅医療等を提供するための取組を行うために要する下記の経費 在宅医療等に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等 (2) 健康増進等に関する取組を行うために要する下記の経費 健康増進等に関する取組に必要な人件費、報償費、旅費、備品購入費、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	(1) 3,000千円 (250千円/月) (2) 500千円	 10/10以内
浜通り医療提供体制強化事業	浜通り地方の病院及び医科診療所（介護保険法第8条第29項に基づく介護医療院を除く）（※8）	1 東日本大震災（※7）により、離職した又は休職した医師及び離職した看護師等の医療従事者を継続して雇用する場合の人件費 2 平成23年3月11日以降に県外の医療機関から県内の医療機関に転入等した医療従事者の人件費 3 県外から医療支援を受ける場合に、当該病院等が当該医療従事者へ支払う報償費、旅費等	1 について 別に定める額 2 について 別に定める額 3 について 別に定める額	1 について 1/2以内 2 について 2/3以内 3 について 1/2以内
医療人材確保緊急支援事業	南相馬市及び双葉郡にある病院（休止中を除く）	医療従事者の確保に係る活動や就業環境改善等に要する人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、委託料等	10,000,000円	3/4以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
認定看護師等 養成事業	病院、助産 所、診療所、 医療関係団体 等	1 次に掲げる資格の養成に必要な経費 （日本看護協会又は日本精神看護協会 が認める専門課程の受講に必要な入学 検査料、入学金、授業料、実習料、審 査料、認定料等及び研修のために必要 な旅費及び宿泊料等） (1) 認定看護師（感染管理を除 く。）、専門看護師及び認定看護 管理者（ファーストレベル及びセ カンドレベル教育課程を除く。） 並びに精神科認定看護師 (2) 認定看護師（感染管理） 2 N S T 専門療法士等の養成に必要な経 費（日本栄養治療学会認定資格N S T 専門療法士研修プログラム等の受講に 必要な研修費等及び研修のために必要 な旅費及び宿泊料） 3 アドバンス助産師の養成に必要な経費 （日本助産評価機構の認証する、「助 産実践能力習熟段階（クリニカルラ ダー／CLOCMiP）レベルⅢの新規認証及 び更新認証に必要な研修の受講料） 4 新生児蘇生法研修インストラクター資 格の取得に必要な経費（日本周産期・ 新生児医学会主催のインストラクター 養成講習会の受講に必要な受講料、テ キスト購入費、旅費）	1 (1)について 1,298,000円／人 (2)について 2,400,000円／人 2 について 267,000円／人 3 について 10,000円／人 4 について 50,000円／人	10/10以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
救急医療従事者資質向上支援事業	浜通り地方に所在する医療機関等（病院、診療所、医療関係団体、消防本部、警察署）	救急医療等関係団体が主催する次の研修コースの受講料等 (1) BLS (2) ACLS (3) JPTEC (4) JATEC (5) ITLSアドバンスドコース (6) ITLS小児コース (7) ITLSアクセスコース (8) PALS (9) CVC実践セミナー・指導者養成コース (10) セデーショントレーニングコース (11) DAM (12) FCCS (13) MCLS (14) ISLS/PSLSコース (15) NDLS、BDLS及びADLS (16) MIMMS (17) ICLS (18) JTAS (19) SSTTコース (20) ABCDソノグラフィ	(1)について 18,600円／人 (2)について 39,100円／人 (3)について 15,500円／人 (4)について 72,000円／人 (5)について 30,900円／人 (6)について 30,900円／人 (7)について 30,900円／人 (8)について 46,300円／人 (9)について 25,800円／人 (10)について 20,600円／人 (11)について 20,600円／人 (12)について 102,900円／人 (13)について 30,900円／人 (14)について 20,600円／人 (15)について 102,900円／人 (16)について 102,900円／人 (17)について 10,300円／人 (18)について 30,900円／人 (19)について 60,000円／人 (20)について 40,000円／人	1/2以内

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率
双葉地域二次医療提供体制確保事業	福島県病院事業管理者	1 双葉地域の二次救急医療体制を確保するために整備する多目的ヘリ運航業務委託料等 2 ふたば医療センター附属病院の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	1 及び 2 について 実支出額	10/10以内
双葉地域公設医療機関等整備支援事業	双葉地方広域市町村圏組合及び福島県病院事業管理者	1 双葉郡町村等が連携して避難先住民等の医療を確保するために必要な次の経費 診療所の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	実支出額と別に定める額とを比較して、少ない方の額	10/10以内
		2 福島県病院事業管理者が帰還住民等の医療を確保するために必要な次の経費 ふたば医療センター附属ふたば復興診療所（リカーレ）の運営に必要な人件費、報償費、旅費、需用費（医療材料費、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等）、役務費（通信運搬費等）、委託料、使用料及び賃借料等	実支出額	10/10以内
双葉地域中核的医療体制確保事業	福島県病院事業管理者	双葉地域の医療体制確保のために設置する新病院開設に必要な次の経費 1 新病院整備のために必要な委託料、工事請負費等 2 新病院開院に向けての医療従事者確保のために必要な負担金、補助及び交付金、貸付金等	実支出額	10/10以内
寄附講座設置支援事業	単独の市町村又は複数の市町村で構成される一部事務組合等	地域医療の研究と地域の医療機関の支援を目的に県外の大学に寄附講座を設置し、県内の公的又は中核的医療機関に対し、常勤又は非常勤医師を派遣するために必要な寄附金等	30,000,000円	10/10以内

※1 原子力災害対策特別措置法による指示又は公示のあった平成24年3月31日現在の警戒区域及び計画的避難区域をいう。ただし、双葉郡町村は全域とする。

※2 医療法第1条の5第1項に定める病院をいう。

※3 医療法第1条の5第2項に定める診療所をいう。

※4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第12項に定める薬局をいう。

※5 医師会、歯科医師会及び薬剤師会並びに診療所等の指定管理者の指定を受ける者及び運営の委託を受ける者並びにその他知事が認める者をいう。

※6 病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションをいう。

※7 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。

※8 浜通りの町村が避難者のために設置する仮設診療所を含む。

別表 3

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
浜通り看護職員確保支援事業	浜通り地方の病院及び診療所(※1)	1 看護職員研修等支援事業 看護職員が研修等を受講するために必要な経費及び看護教育担当者(看護職)を育成するために必要な受講費、旅費、謝金等	年額300千円/名	10/10以内	病院 6,000千円/ 箇所 診療所 2,500千円/ 箇所
		2 看護師等養成所進学支援事業 看護職員が看護師等免許を取得するために必要な修学費用(入学料、授業料等)	年額500千円/名		
		3 勤務環境改善コンサルタント支援事業 勤務環境を整備するために必要な受講費、旅費、謝金等	50千円/回		
		4 住宅確保支援事業 看護職員等の住宅を借り上げるために必要な礼金、契約手数料、家賃等	年額750千円/名		
		5 看護職員子育て応援事業 看護職員等の子育てを支援するために必要な保育料等	年額288千円/名		
		6 看護職員確保支援事業 就職斡旋コンサルタント等を利用するために必要な手数料、登録料等	400千円/件		
		7 就職相談会等支援事業 就職相談会やフェア等に参加するために必要な参加料、出展料等	300千円/回		

※1 医療法第30条の4第2項第12号に基づき福島県医療計画に定める相双医療圏又はいわき医療圏の区域に所在する医療法第1条の5第1項に定める病院又は同条第2項に定める診療所のうち、稼働している病院又は診療所をいう。

ただし、県が実施する「医療人材確保緊急支援事業」による補助を受けている病院は含まないものとする。

別表 4

事業名	事業者等名	補助対象経費	補助基準額	補助率	上限額
初期救急医療確保支援事業	南相馬市 いわき市	南相馬市の休日夜間急患センター及びいわき市の休日夜間急病診療所の運営に必要な経費	総事業費から総収入額を控除した額	1/3以内	南相馬市 3,000千円 いわき市 16,000千円